



青森県報

第二千百五号

平成十四年十一月二十七日(水曜日)

目次

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
 訓令……………(人事課) ……二

公告

青森県事務専決法規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……二
 産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明(環境政策課) ……二
 大規模小売店舗の変更の届出(経営振興課) ……二
 右 同……………(同) ……三
 換地計画の決定……………(農村整備課) ……四
 建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所) ……四
 右 同……………(同) ……四
 出先機関……………(東地方農林水産事務所) ……五
 土地改良事業施行の同意……………(同) ……五
 道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……五
 右 同……………(同) ……五
 正誤……………(農村整備課) ……五
 平成十四年十一月二十日定例出先機関中……………(農村整備課) ……五

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木村 守 男

青森県規則第七十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(青森県鉄道管理事務所長への委任)

第四条の二 青森県鉄道管理事務所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 青森県鉄道施設条例(平成十四年十月青森県条例第七十号)第一条第一項に規定する鉄道施設に係る地方自治法第二百三十八条の四第四項の規定による行政財産の使用の許可に関する事。
- 二 青森県鉄道施設条例の施行に関する事。
- イ 第二条の規定による鉄道施設の使用の許可に関する事。
- ロ 第三条の規定による鉄道施設の使用の拒否及び使用の制限に関する事。
- ハ 第五条第二項の規定による使用料の減免に関する事。

三 青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の施

行に関する次のこと。
イ 第二条ただし書の規定による駅の供用時間の変更に関すること。
ロ 第五条ただし書の規定による納入期日の指定に関すること。

附 則

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二給料表の適用範囲（昭和三十二年十一月人事委員会規則七・三八）第六条第二号から第十九号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項の次に次のように加える。

青森県鉄道 管理事務所	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十二條第一項の規定による他人の土地の立入り及び一時使用並びに同条第三項の規定による損失補償に関すること。
----------------	--

附 則

この訓令は、平成十四年十二月一日から施行する。

公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 講ずべき支障の除去等の措置

五所川原市大字金山字千代鶴地内に放置され、及び埋立処分された産業廃棄物である廃油と特別管理産業廃棄物である廃酸との混合物及び当該混合物により汚染された土壌等を撤去し、並びに当該混合物及び当該土壌等を撤去した場所を適正に埋め戻すこと。

二 支障の除去等の措置を講ずべき期限

平成十四年十二月四日

三 青森県知事による代執行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二期限までに一の支障の除去等の措置を講じないときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
マックスバリュ十和田東店 十和田市東四番町二の五外	マックスバリュ東四番町店 十和田東四番町二の五外	平成一四・二・一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 届出年月日

平成十四年十一月十五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十四年十一月二十七日から平成十五年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年三月二十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の施設・運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時	平成一四・三・六
大規模小売店舗の施設・運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用できる時間帯	マックスバリュ東北株式会社 二十四時間営業	平成一四・三・六
大規模小売店舗の施設・運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用できる時間帯	二十四時間	〃

四 届出年月日

平成十四年十一月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年十一月二十七日から平成十五年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年三月二十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、富ノ沢地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十一月二十八日から同年十二月二十六日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社苫米地工業

二 代表者の氏名 苫米地 明雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十一番町一-の四七

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一七一九三号

五 取消年月日 平成十四年十一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、左官、建具工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年十一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 小笠原産業株式会社

二 代表者の氏名 小笠原 守男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字千歳森二五二-二

四 許可番号 青森県知事許可（般・九）第八三五八号

五 取消年月日 平成十四年十一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十四年十一月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、今別町に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年十一月十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十七日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 ド口沢

十和田県土整備事務所告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十七日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市下久保二丁目七の 一・二	四〇・四三メートル 九・〇〇メートル	六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 八・〇〇メートル から	平成 一四・二・二九

十和田県土整備事務所告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十七日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字園沢三 二の一三、三三二の一八及 び三三二の二二	六三・一七メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・二・二九

正 誤

農 村 整 備 課

発行年月日	区分	ページ	段 行	誤	正
平成一四・二・三〇 第二一〇二号	出先機関	五	下 二	目屋	廻堰大溜池

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭